

## 生活支援サービス重要事項説明書

### 1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	フリガナ	シャカイフクシホウジン フキノトウノカイ
		社会福祉法人ふきのとうの会
事業者の所在地	(〒158-0098) 東京都世田谷区上用賀6-19-21	
事業者の連絡先	電話番号	03-3706-2545
	FAX番号	03-5426-2548
	ホームページアドレス	<a href="http://fukinotoh.mow.jp/">http://fukinotoh.mow.jp/</a>
事業者の代表者名	理事長 平野 覚治	

### 2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業主体の名称	フリガナ	シャカイフクシホウジンフキノトウノカイ
		社会福祉法人ふきのとうの会
事業主体の主たる事務所の所在地	〒158-0098	
		東京都世田谷区上用賀6-19-21
事業主体の連絡先	電話番号	03-3706-2545
	FAX番号	03-5426-2548
	ホームページアドレス	有り
		<a href="http://fukinotoh.mow.jp/">http://fukinotoh.mow.jp/</a>
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	平野覚治
	職名	理事長
事業主体が行っている主な事業等	第二種社会福祉事業 老人デイサービスセンターの経営 公益事業 居宅介護支援事業・地域包括支援センターの経営・サービス付き高齢者向け住宅の経営他	

### 3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ	アンジェリカハイツ
		アンジェリカハイツ
住宅の所在地	(〒158-0098) 東京都世田谷区上用賀6-19-21	
住宅の連絡先	電話番号	03-3706-2545
	FAX番号	03-5426-2548
	ホームページアドレス	<a href="http://fukinotoh.mow.jp/">http://fukinotoh.mow.jp/</a>
住宅の管理者名	平野覚治	
住宅の開設年月日	平成24年12月15日	
サービス付き高齢者向け住宅登録番号	11007	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

#### 4. 生活支援サービスの内容

##### 生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。高齢者が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、希望に応じて、生活支援サービスを提供します。日中（9時～17時）までは当会職員1名が常駐し相談に応じます（年末年始等は除く）。夜間及び年末年始等は通報機による遠隔操作にて警備会社（総合警備保障株式会社）にて対応します。ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は連携先以外の事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。

##### 生活支援サービスの内容

基本サービス	料金	(提供方法) 提供者:社会福祉法人ふきのとうの会
状況把握 (安否確認)	3. 5万円/月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご入居者は、朝10時までに安否確認用のマグネットを玄関扉に取り付けて下さい。当会職員が10時過ぎに確認のため訪問いたします。マグネットが玄関扉にあれば安否確認の終了です。マグネットを確認後に、各戸のポストにお戻しいたします。また希望者には住戸を訪問し、対面にて安否確認をいたします。</li> <li>・年末年始・5月の連休・8月お盆の3日間職員が常駐しない日がありますが、1日1回総合警備保障㈱の警備員がマグネット確認のため訪問し、異変があった場合は職員に連絡します。また、この期間中及び夜間の緊急通報は総合警備保障㈱が受信し対応、必要に応じて職員に連絡し、職員が駆けつけ対応いたします。</li> </ul>
生活相談		9時～17時まで当会職員1名が常駐し相談に応じます。5月の連休、8月お盆、年末年始において3日間職員が常駐しない日があります。
緊急時対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各住居の緊急ボタンをインターホン設備に接続、管理室表示と共に各種警報を委託先の総合警備保障㈱に24時間自動送信（通報機による遠隔監視）します。</li> <li>【9:00～17:00】</li> <li>日中は、職員が駆けつけ必要な対応（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。</li> <li>【17:00～翌9:00】</li> <li>夜間は職員は常駐しませんが、緊急通報を総合警備保障㈱が受信し、警備会社警備員が駆けつけます。必要に応じて職員に連絡し、連携して必要な対応（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。</li> <li>【5月の連休、8月お盆、年末年始について】</li> <li>この期間中の日中及び夜間の緊急通報は総合警備保障㈱が受信し対応、必要に応じて職員に連絡し、職員が駆けつけ対応いたします。</li> </ul>

#### 5. 生活支援サービス職員体制

##### 生活支援サービス職員体制等

生活支援サービス職員			
サービス種別	人数	資格・委託先等	
基本サービススタッフ	5名	社会福祉法人ふきのとうの会職員	
夜間体制	常駐の (有・無)	0人	委託先 (ALSOK東京ガードセンター・総合警備保障株式会社03-5306-7215)

## 6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	基本サービスの請求について；生活支援サービス契約書及び重要事項説明書への同意を持って、請求書の発行に替えさせていただきます。
支払方法	毎月25日までに当会の指定する口座へ翌月分を振り込み(手数料は利用者負担)にて支払います。当会への振り込み明細を持って、これを領収書の発行に替えさせていただきます。ただし、別途領収書が必要な方はご相談下さい。

## 7. 生活支援サービス利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

入居者からの苦情に対応する窓口等の状況		
窓口の名称	ふきのとうの会法人本部	
電話番号	03-3706-2545	
対応している時間	平日	9時00分～17時00分
	土曜	時 分～ 時 分
	日曜	時 分～ 時 分
	祝日	時 分～ 時 分
定休日	土日祝祭日、他当会が別に定める休業日	
留意事項		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応		
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万が一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族等緊急連絡先への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。	

## 8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	生活支援サービスの一環として、マグネットを毎朝10時までに玄関ドアに取り付けて下さい。外泊や長期の旅行や入院する場合は予めご連絡下さい。
共用施設の利用について	なし
	なし
ゴミ処理について	ごみの収集の当日朝にお出し下さい。

## 9. 契約の解除内容等

入居者からの解約
入居者は、事業者に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
事業者からの解約
(1) 事業者は、入居者の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。 (2) 前項の場合、事業者は次の手続を行います。 ①一定の観察期間をおくこと。 ②主治医及び生活支援サービス提供職員等の意見を聴くこと。 ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。 ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。 (3) 事業者は、入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、事業者は通知催告の上、本契約を解除することがあります。

## 10. 緊急時の対応方法

- ・サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、身元引受人、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター他公的機関などに連絡し、対応します。
- ・ご家族や身元引受人の緊急連絡先が変わった場合は、必ず当会にお知らせ下さい。特に携帯電話の番号、職場などの日中の連絡先が変わった場合などご注意下さい

## 11. 個人情報保護について

- 当会では、利用者個人情報（住所、氏名、メールアドレス、家族構成など）の保護について、最大限の注意を払っています。個人情報は当会の個人情報保護規定にのっとり、業務遂行のためにのみ利用し管理しています。個人情報は、事前の合意なく第三者への開示はいたしません。ただし、以下の場合は例外とします。
- ・法律に定める権限に基づき開示を求められた場合

## 12. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況
<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

説明年月日

令和 年 月 日

利用者に対して、普通建物賃貸借契約書、生活支援サービス契約書、生活支援サービス重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名 社会福祉法人ふきのとうの会

住所 東京都世田谷区上用賀6-19-21

代表者 理事長 平野覚治 印

説明者

私は、普通建物賃貸借契約書、生活支援サービス契約書、生活支援サービス重要事項説明書についての重要な事項の説明を受けました。

住 所

入居者名 印

法定代理人 住 所

又は  
署名代行者 氏 名 印

入居者との関係

署名代行者の理由